

## 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

高知県教育長 長岡 幹泰

### 高知県教育委員会規則第11号

#### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6条第1項から第3項まで」を「第6条第2項及び第3項」に改める。

別表第1の3の表中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（提出書類の省略）

- 4 第4条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下この項において「令和4年改正法」という。）第2条の規定による改正前の免許法第9条（第3項を除く。）の規定による有効期間の満了又は令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項に規定する修了確認期限の経過により免許状が失効した者（次項において「免許状未更新失効者」という。）であって、免許法第5条第1項の別表第1から別表第2の2までの規定により免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号に掲げる書類を省略することができる。
- 5 第5条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、免許状未更新失効者であって、免許法第6条第2項及び第3項の別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項、第17項若しくは第18項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第5条第1項第3号カに掲げる書類を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則